

健康にしお21計画（第3次）策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

健康にしお21計画（第3次）策定支援業務

2 目的

本業務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく市の健康増進計画である健康にしお21計画（第3次）（以下「新計画」という。）の策定にあたり、国や県の動向、市の状況等を的確に把握し、取り組むべき課題に対する基本的方向、及び目標を定めた計画の策定を目的とするものである。また、健康にしお21計画に西尾市自殺対策計画を位置づけているため、合わせて計画する。

なお、計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

現状分析は、市の保健データ等を用い、これまでの取組実績の評価及び国・県の生活習慣病並びにこころの健康づくり対策等の政策動向など健康づくりをめぐる環境変化を踏まえ分析・整理する。

なお、健康にしお21（第2次）計画（以下「現計画」という。）の課題から、データの利活用をした住民の行動変容を促すための方策、健康づくりを喚起する施策などに重点を置いて行う。

(1) 国・県・市の関連計画等の動向の把握

国の基本的な方針や計画、県の計画などの動向を把握する。また、本市の関連計画（西尾市総合計画、西尾市特定健康診査等実施計画、西尾市食育推進計画、西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等）の内容と整合性を図る。

(2) 健康に関する基礎データの整理

ア 保健、福祉、介護等に関する市民のデータを整理する。

イ 現計画の健康指標の達成状況に関するデータを整理する。

ウ 現計画の事業の取組状況を整理する。

(3) アンケート調査の実施の支援

市民の健康に対するニーズや意識、健康づくり活動への参加意向を把握するため、アンケート調査を実施する。調査方法は、郵送による送付・回収とし、受託者は、アンケート調査票案の作成、調査票・封筒等の印刷、アンケート調査に係る郵送料（送信・返信）の支払、封入・発送作業を行うものとする。宛名データは市から提供する。アンケート調査票はA4版で8ページ以内とする。また、受託者は、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果の取りまとめを行う。

【アンケート調査の実施概要】

実施年度	令和5年度
調査対象	市内在住18歳以上の方：2,000人（無作為抽出）
回収数	800票（回収率40.0%見込み）
調査方法	郵送
集計方法	単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他必要と判断される集計

(4) 健康課題の抽出

(1)～(3)で把握したデータやアンケート結果を踏まえ、現計画の重点施策・施策の展開・ライフステージ別に現状と課題を整理するとともに、本市の健康課題を抽出する。

(5) 計画の骨子の検討

(1)～(4)を踏まえ、基本理念、重点施策、計画の体系など計画の骨子を検討する。

(6) 施策の展開、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの検討

ア 施策の展開については、分野ごとに現状と課題、データ整理、今後の方向性、健康指標を検討する。

イ 数値目標の検討にあたっては、国・県の数値目標、(1)に記載する市計画に定める数値目標等との整合を図る中で設定する。

ウ 目標達成のために必要な、市民、地域・職域等、行政の取組を検討する。

エ 各ライフステージに特有の健康づくりへの取組を検討する。

(7) 計画案の取りまとめ

検討結果をもとに計画素案を取りまとめ、健康にしお21計画策定委員会での議論を踏まえ、計画素案を作成する。

(8) 計画策定委員会及び作業部会等への運営支援

新計画の策定にあたって設置する「健康にしお21計画策定委員会」の運営について、策定委員会（令和6年5月、10月、令和7年3月の3回を予定）、作業部会（各作業部会4部会へ各2回程度）に出席し、資料の提供等をするものとする。

(9) パブリックコメントの支援

計画素案においてパブリックコメントを実施（令和7年1月予定）する際の資料作成及び寄せられた意見について回答案を検討する。

(10) 最終結果・計画の取りまとめ

計画素案について、策定委員会等での協議を経て補修正を行う。（令和7年2月予定）

(11) 計画書及び計画概要版の作成（令和7年3月）

(12) 上記各号に掲げるほか、計画策定に必要な業務については、協議の上決定する。

5 成果品

- (1) 計画書 A4判 100頁程度 表紙フルカラー／本文1色、200部
- 概要版 A4判 8頁程度 フルカラー、300部

アンケート調査結果報告書

(2) 上記電子データ一式

6 その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合に
は、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 本業務の履行に伴い取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする（受
託者はプライバシーマークの認証を取得しており、さらに更新履歴があること）。
- (3) 本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。個人情報については契約期間終
了後も同様とする。
- (4) 本業務は令和5年度と令和6年度の2年間で行い、委託料については業務完了後に支払うものと
する。